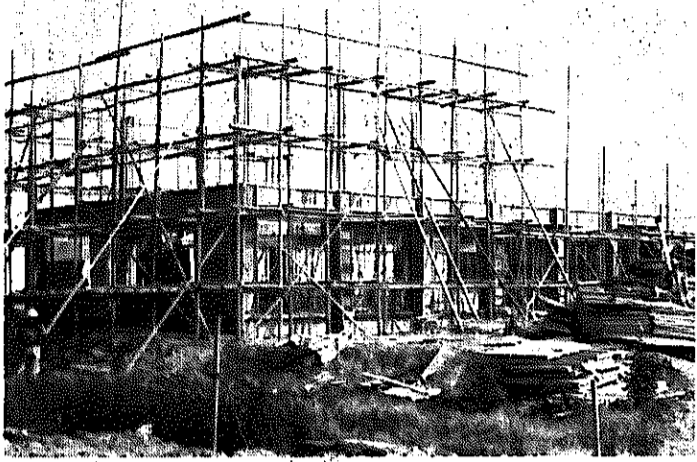


ねるる

(10月1日現在)	(9月中)
人口・33,249	出生・34
男・15,982	死亡・17
女・17,267	転入・76
世帯・6,671	転出・55



普及所(庁舎)来春に完成

青年教育センターの脇、新市庁舎の建設現場に接して、いまもうひとつ建設のつち音が響いています。(写真)

これは五月二十五日付け広報しろね百三十三号で紹介した、白根地区農業改良普及所の新庁舎建設の響きです。

この庁舎は県が施工主となつて、来年二月完成をめざして着工しているもので、構造は鉄筋コンクリート造り一部二階建て、総面積は約三百三十平方メートルです。

また来年度(四十六年度)には、さらにこの脇に新潟地方事務局白根出張所(登記所)の庁舎が新築される予定になっています。

農地法 改正で 大農経営も可能

農地の流動制限を大幅に緩和

昭和四十三年、四十四年と続けて生産のうき目に会ってきた農地法の改正案が、ようやく去る五月八日の特別国会で成立し、この十月から施行される。これまでの農地法は、食糧管理制度とともに、我が国の農業を支える大きな柱として昭和二十七年に制定され、農地改革の原則である自作農家の保護と、地主制度の復活を防止する

というのが最大のねらいでした。しかし、最近十年余の日本経済の高度成長は、農業や農村の情勢を大きく変化させ、もはや旧法ではいろいろな面で不合理が目だつようになりつつあります。こうした不合理をなくし、新時代に即応した農業経営ができるようにしようとする改正案は次のとおりです。

田畑の移動統制の変更

(田畑の売買や、賃借の制限がなくなりまし)

これまでは、農地を買ったり借りたりする場合は、その権利を取得した後の経営面積と小作に出している面積の合計が三十アール以上になる場合には、おもに家族労働だけで、しかもかりた経営ができる場合にだけ許可されていました。今度はその制限がなくなり、家族のだからが常時農業に従事していると認められれば、取得後の経営面積はいくら大きくなっても、また、雇用労働

(五十アール以下の農家の買取り、借り受けは不許可)

農地を買ったり借りたりしようにする場合、これまでは取得前の経営規模が三十アール以下は許可されませんでした。したが、今度の改正で取得後の面積が五十アール以上になる場合は許可されることになりました。これは零細農家の生計を守るのを防ぐというのがねらいです。

(創設農地も他への貸し付けが可能になりました)

国から自作農創設の目的で売り渡した農地は、永久に他への貸し付けが禁止されていました。したが、売り渡しを受けてから十年を経過した農地については、他への貸し付けが認められることになりました。

なお、水田の裏作だけを目

のうち、第二種兼業農家(農業を副業とする兼業農家)は昭和三十年の農業センサスでは五九割だったものが、同四十年センサスでは七八割にも増加しています。

小作地の所有制限の緩和

(離農後も二代目まで不在地主として認められます)

これまで不在地主については、小作農地の所有は認められませんでした。したが、今度からは、一年以内にかたがた小作地として所有し、自分自身で耕作していた農地については、離農者とその相続人の親子二代に限って在村地主なみの小作地所有が認められることになりました。

なお、この不在地主の小作地所有については、農業委員会の確認が必要で、また、その小作地の耕作権を解消して小作地でない場合は、一年以内にかたがた小作地として所有し、自分自身で耕作していた農地については、離農者とその相続人の親子二代に限って在村地主なみの小作地所有が認められることになりました。

小作契約の解約制限緩和 両者の合意で許可不要

これは、最近地価の値上がりなどの影響から、本気で農業をやりたいとなく、財産保全のために土地を買い手が現われてくるので、これを防ぐためです。

(小作人以外の人にも小作地を売ることができ)

これまで小作地は、その小作人以外に売ることができませんでした。したが、今度からは、小作人以外の人にも売られることになりました。しかし、土地の所有者が変更しても、貸借の条件はそのまま新しい所有者との間に引き継がれるよう農地法で保証されています。耕作権に対する不安はありません。

小作料統制の緩和

(農地一筆ごとの最高額統制がなくなりまし)

これまで小作地一筆ごとに小作料の最高額が決められており、それ以上支払っても受け取ってもらえないことになっていました。しかし近年この統制小作料の額が、一般の物価や地価に比べて安過ぎ

小作料統制の緩和

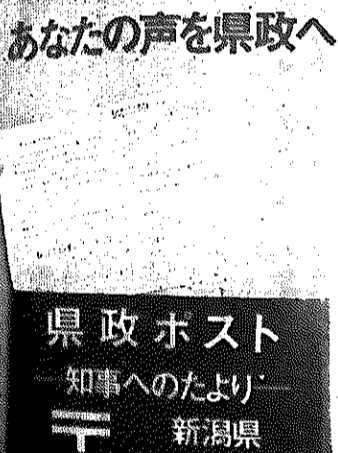
(農地一筆ごとの最高額統制がなくなりまし)

とということから、貸し付け意欲を著しく阻害してしまっていました。そこで、小作料については一筆ごとの最高額統制をやめ、地主、小作の両者が相談して自主的に決めてよいことになったのです。

(違反転用に対する処分が更にきびしくなりました)

違反転用については、農林大臣や知事が必要と認めるときは、許可の取り消し、条件の変更から、一年の期間を限定して現状回復、その他違反を是正するための必要措置の命令が出せるようになりました。

県政ポストへ あなたの声を



十月一日から県政ポスト「知事へのたより」制度が実施され、市役所の市民課窓口で県政ポストが設置されました。

この「たより」は、県が行なっているいろいろな仕事について、広く県民の皆さんから要望、意見を寄せていただくことにより、県民総参加の県政づくりを目的として始められたものです。

県行政について建設的な意見、要望、苦情、相談などがありましたら、率直な「たより」としてお寄せください。投函の方法は、市民課窓口にある県政ポストから「たより」を取り出し、要件を記入のうえ切手をはらずに近くの郵便ポストへ投函してください。

国調人口三三、六一二人

十月一日現在で行なわれた国勢調査の結果は、ことし中に総理府統計局から速報として発表されますが、市の統計係で同調査から試算した本市の概算人口は、三万二千六百二十二人でした。

この数を下の表によって前回(四十年)の時と比較してみると、千二百七十五人減っており、前々回(三十五年)の時よりも三千五十二人減っていることがわかります。逆に世帯数では年々増加しており、前回は(四十年)よりも三百三十七世帯ふえて六千六百四十二世帯となっており、前々

	世帯	人口	男	女
35年	6,102	35,664	16,905	18,759
40年	6,305	33,887	16,128	17,759
45年	6,642	32,612	15,631	16,981